

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）

（市町村の認定）

第十九条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当すること及びその該当する要支援状態区分について、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	一、〇六〇、〇〇〇円
国務大臣	一、五〇三、〇〇〇円
会計検査院長 人事院総裁	
内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣	一、四四一、〇〇〇円
国家公務員倫理審査会の常勤の会長 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	
検査官（会計検査院長を除く。） 人事官（人事院総裁を除く。） 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長 侍従長	一、二二八、〇〇〇円

<p>内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官 常勤の内閣総理大臣補佐官 国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員 式部官長</p>	<p>一、二〇四、〇〇〇円</p>
<p>公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会長 中央更生保護審査会委員長 宇宙開発委員会委員長 社会保険審査会委員長 東宮大夫</p>	<p>一、〇六〇、〇〇〇円</p>
<p>食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 原子力安全委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員</p>	<p>九三六、〇〇〇円</p>

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

別表第二（第三条関係）

官職名			俸給月額		
公使	一号俸		一号俸	一、〇六〇、〇〇〇円	
	二号俸		二号俸	一、〇六〇、〇〇〇円	
	三号俸		三号俸	一、〇六〇、〇〇〇円	
大使	一号俸		一号俸	一、二〇四、〇〇〇円	
	二号俸		二号俸	一、二〇四、〇〇〇円	
	三号俸		三号俸	一、二〇四、〇〇〇円	
公使	一号俸		一号俸	九三六、〇〇〇円	
	二号俸		二号俸	一、〇六〇、〇〇〇円	
	三号俸		三号俸	一、〇六〇、〇〇〇円	

土地鑑定委員会の常勤の委員
公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。
2～22 省略

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 省略

2 この法律において「保険会社」とは、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち第三条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4～7 省略

8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9～42 省略

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五 省略

十六 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2～3 省略

○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（税務代理の権限の明示）

第三十条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

（設立）

第四十八条の二 税理士は、この章の定めるところにより、税理士法人（税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）

第四十八条の十六 第一条、第三十条、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで、第三十九条及び第四十一条から第四十一条の三までの規定は、税理士法人について準用する。

（税理士業務を行う弁護士等）

第五十一条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2 省 略

3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第一項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

4 省 略

○たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）（抄）

（製造たばこの販売価格）

第九条 会社は、その製造に係る製造たばこで現に販売をしていない品目の製造たばこを第二十条の登録を受けた者（以下「卸売販売業者」という。）に販売しようとする場合においては、当該製造たばこの品目ごとに一の販売価格の最高額（消費税法（昭和六十三年法律第八号）に規定する消費税、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）に規定するたばこ税及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税に相当する金額を含む。以下この条において「最高販売価格」という。）を定めて、当該製造たばこを製造場から移出する時まで、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 5 省 略

6 前各項の規定は、会社がその製造する製造たばこを第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に販売しようとするときに準用する。この場合において、第一項中「及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規

定する地方消費税に相当する金額」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税、同章第五節に規定する道府県たばこ税及び同法第三章第四節に規定する市町村たばこ税に相当する金額」と、第五項中「卸売販売業者」とあるのは「小売販売業者」と読み替えるものとする。

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（理由の提示）

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分を理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。
（不利益処分の理由の提示）

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面とするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

○特定農産加工工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農産加工品」とは、農産物（畜産物を含む。以下同じ。）を原料又は材料として生産される飲食料品その他の農産物の加工品をいい、「農産加工工業」とは、農産加工品を生産する事業をいう。

2 この法律において「特定農産加工工業」とは、その業種に属する事業が農産加工工業であり、かつ、当該事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含む。）の輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものをいい、「特定農産加工業者」とは、特定農産加工工業に属する事業を行う者をいう。

（計画の承認）

第三条 特定農産加工業者又は事業協同組合その他の政令で定める法人で特定農産加工業者を直接若しくは間接の構成員（以下単に「

構成員」という。)とするもの(以下「特定事業協同組合等」という。)は、特定設備(特定農産加工工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、その生産能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものとして農林水産省令で定めるものをいう。)の廃棄、事業の転換(他の農産加工工業への転換に限る。第五条第一項において同じ。)、新品又は新技術の研究開発又は利用(農産加工工業に係るものに限る。)、事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置(特定事業協同組合等にあつては、その構成員の経営の改善を図るための措置。以下「経営改善措置」という。)に関する計画を作成し、これを当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 5 省 略

(計画の変更等)

第四条 前条第一項又は第二項の承認を受けた者(以下「承認特定農産加工業者等」という。)は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 3 省 略

○関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号) (関稅定率法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七号)による改正後)

(抄)

別表 関稅率表

番 号	品 名	税 率
	第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
注		
1	この類には、次の物品を含まない。	
(a)	化学的に単一の有機化合物(第二七・一一項の純粋なメタン及びプロパンを除く。)	
(b)	第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の医薬品	
(c)	第三三・〇一項、第三三・〇二項又は第三八・〇五項の混合不飽和炭化水素	
2	第二七・一〇項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。	
	ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において一、〇一三ミリバールに換算したときの温度三〇〇度における留出容量が全容量の六〇%未満の液状の合成ポリオレフィンを含まない(第三九類参照)。	
3	第二七・一〇項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあ	
(a)	一次製品として再利用できない油(例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油)	

(b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの

(c) 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

1 3 省 略

4 第二七〇・一二号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における減量加算留容量が全容量の九〇%以上のものをいう。

5 第二七・一〇項の各号において「バイオディーゼル」とは、動物性又は植物性の油脂（使用済みであるかないかを問わな

い。）から得た燃料として使用する種類の脂肪酸モノアルキルエステルをいう。

備考

1 第二七〇・一二号、第二七〇・一九号及び第二七〇・二〇号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減量加算九〇%留出温度が二〇〇度以下の石油及び歴青油をいう。

(b) 「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九五%留出温度が三二〇度以下の石油及び歴青油（a）のものを除く。）をいう。

(c) 「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による九〇%留出温度が三五〇度以下で、かつ、温度一五度における比重が〇・八七五七以下の石油及び歴青油（a）又は（b）のもの及び温度一五度における比重が〇・八三以上で政令で定める試験方法による一〇%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が〇・二%以上のものを除く。）をいう。

(d) 「重油」とは、引火点が温度一三〇度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度一三〇度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（a）から（c）までのものを除く。）をいう。

(e) 「潤滑油」とは、引火点が温度一三〇度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の百分以下のもの（f）（iii）のものを除く。）をいう。

(f) 「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、（iv）のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（a）から（e）までのものを除く。）をいう。

(i) 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの

(ii) 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物

(iii) 含ろう留油で流動点が温度二五度を超えるもの

(iv) 潤滑油再製用の廃油（使用したものに限り。）

二七・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限り）と

二七二〇・一二

し、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油

石油及び歴青油(原油を除く。)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、バイオディーゼルを含有するもの及び他の号に該当するものを除く。)

軽質油及びその調製品

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 揮発油

A 低重合度の混合アルキレン

(a) トリプロピレン

(b) その他のもの

B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く。)

C その他のもの

(二) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

(三) 軽油

二 その他のもの

その他のもの

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)

(一) 灯油

A 低重合度の混合アルキレン

B その他のもの

(二) 軽油

(三) 重油及び粗油

無税
二・六%
五%

一キロリットル
につき九三四円

一キロリットル
につき三四六円

一キロリットル
につき七五〇円

三・九%

一キロリットル
につき三四六円

一キロリットル
につき七五〇円

一キロリットル
につき七五〇円

- A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの
 - (a) 製油の原料として使用するもの（関税法第五六条第一項に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号及び第二七二〇・二二〇号において同じ。）
 - (b) その他のもの
 - B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの
 - (a) 製油の原料として使用するもの
 - (b) その他のもの
- (四) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）
- A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの
 - B その他のもの
- (五) その他のもの
- 二 その他のもの
- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものうち、バイオディーゼルを含有するものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。）
- 一 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）
 - (一) 揮発油
 - A 低重合度の混合アルキレン
 - (a) トリプロピレン
 - (b) その他のもの
 - B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）
 - C その他のもの

無税	一キロリットルにつき四五九円
無税	一キロリットルにつき二四九円
四・六%	
九・六%	
四・八%	
三・九%	
無税	二・六%
無税	五%
一キロリットルにつき九三四円	

二七二〇・九一 二七二〇・九九	<p>(二) 灯油</p> <p>A 低重合度の混合アルキレン</p> <p>B その他のもの</p> <p>(三) 軽油</p> <p>(四) 重油及び粗油</p> <p>A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの</p> <p>(a) 製油の原料として使用するもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの</p> <p>(a) 製油の原料として使用するもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>(五) 潤滑油（流動パラフィンを含む。）</p> <p>A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(六) その他のもの</p> <p>二 省 略</p> <p>三 省 略</p> <p>四 省 略</p> <p>五 省 略</p> <p>六 省 略</p> <p>七 省 略</p> <p>八 省 略</p> <p>九 省 略</p> <p>十 省 略</p> <p>十一 省 略</p> <p>十二 省 略</p> <p>十三 省 略</p> <p>十四 省 略</p> <p>十五 省 略</p> <p>十六 省 略</p> <p>十七 省 略</p> <p>十八 省 略</p> <p>十九 省 略</p> <p>二十 省 略</p> <p>二十一 省 略</p> <p>二十二 省 略</p> <p>二十三 省 略</p> <p>二十四 省 略</p> <p>二十五 省 略</p> <p>二十六 省 略</p> <p>二十七 省 略</p> <p>二十八 省 略</p> <p>二十九 省 略</p> <p>三十 省 略</p> <p>三十一 省 略</p> <p>三十二 省 略</p> <p>三十三 省 略</p> <p>三十四 省 略</p> <p>三十五 省 略</p> <p>三十六 省 略</p> <p>三十七 省 略</p> <p>三十八 省 略</p> <p>三十九 省 略</p> <p>四十 省 略</p> <p>四十一 省 略</p> <p>四十二 省 略</p> <p>四十三 省 略</p> <p>四十四 省 略</p> <p>四十五 省 略</p> <p>四十六 省 略</p> <p>四十七 省 略</p> <p>四十八 省 略</p> <p>四十九 省 略</p> <p>五十 省 略</p>	<p>一キロリットル 三%</p> <p>につき三四六円</p> <p>一キロリットル</p> <p>につき七五〇円</p> <p>無税</p> <p>一キロリットル</p> <p>につき四五九円</p> <p>無税</p> <p>一キロリットル</p> <p>につき二四九円</p> <p>四・六%</p> <p>九・六%</p> <p>四・八%</p> <p>三・九%</p>
--------------------	---	--

○内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶（はしけを含む。以下同じ。）以外の船舶による海上における物品の運

送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項の漁船

2 この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。以下同じ。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主として港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）に規定する港湾運送事業（同法第三十三条の二第一項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。以下単に「船舶の貸渡し」という。）をする事業をいう。

一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業

二 港湾運送事業法に規定する港湾運送事業

三 港湾運送事業法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第三条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業

（登録及び届出）

第三条 総トン数百トン以上又は長さ三十メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

2 総トン数百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

○海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）（抄）

（定義）

第二条 省 略

2 省 略

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

6 省 略

（一般旅客定期航路事業の許可）

第三条 一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道（軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以下同じ。）による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものをいう。

3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。）以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。

4 省 略

(許可)

第三条 鉄道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

(定義)

第二条 省 略

2 省 略

20 この法律において「国内定期航空運送事業」とは、本邦内の各地間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業をいう。

21 省 略

(許可)

第一百条 航空運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項（保税運送）若しくは第六十四条第一項（難破貨物等の運送）の規定による承認（同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。）を受けて若しくは同法第六十三条の

九第一項（郵便物の保税運送）の規定により税関長への届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所（酒類の製造場に該当する場所を除く。以下この項において「保税地域等」という。）から引き取る場合又は同法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送者が保税地域等から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用を受けて引き取られた課税物品（輸出の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸出の許可をいう。第十五条の二において同じ。）を受けたものを除く。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、税関長は、当該各号に定める者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該物品を災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項（同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者

二 第一項に規定する特定保税運送者が関税法第六十三条の二第一項に規定する特定保税運送をした課税物品が同法第六十五条第二項（運送の期間の経過による関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該特定保税運送者

三 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

（船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税）

第十二条 関税法第二十三条第一項（船用品又は機用品の積み込み等）の規定による承認を受けて外国貨物である課税物品を同項に規定する船用品又は機用品として船舶又は航空機（本邦の船舶又は航空機を除く。）に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

2 関税法第二十三条第一項の規定による承認を受けて外国貨物である原油等を同項に規定する船用品又は機用品として本邦の船舶又は航空機に積み込むため保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る石油石炭税を免除する。

3 省 略

4 第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取られた課税物品が、関税法第二十三条第四項の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込まれなかつたときは、税関長は、当該承認を受けた者から、直ちにその内国消費税を徴収する。ただし、当該船用品又は機用品を保税地域に入れた場合、災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却した場合は、この限りでない。

（免税等）

第十三条 省 略

2 省 略

3 次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるものを保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税（消費税を除く。）を免除する。

一 関税率法第十四条第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの

- 二 関稅定率法第十五條第一項第一号から第三号の二まで、第五号の二のロ若しくはハ又は第九号に掲げるもの
- 三 関稅定率法第十六條第一項各号に掲げるもの
- 四 関稅定率法第十七條第一項第一号又は第四号から第十一号までに掲げるもの
- 4 省 略
- 5 関稅定率法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項若しくは第五項の規定は、第一項第二号、第三号若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号の規定により免除を受けた内國消費稅について準用する。
- 6 省 略

○関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（特定用途免稅）

第十五條 省 略

- 2 前項各号の規定により関稅の免除を受けた貨物がその輸入の許可の日から二年以内に当該各号に掲げる用途以外の用途に供され、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため讓渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該讓渡をした者から、同項の規定により免除を受けた關稅を、直ちに徴收する。但し、變質、損傷その他やむを得ない事由に因り当該各号に掲げる用途以外の用途に供する場合には、第十條第一項の規定に準じてその關稅を輕減することができる。

（外交官用貨物等の免稅）

第十六條 省 略

- 2 前項の規定により関稅の免除を受けた貨物のうち政令で指定するものがその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供された場合（政令で定めるやむを得ない事由に因り同項に規定する用途以外の用途に供された場合を除く。）においては、その供させた者から、同項の規定により免除を受けた關稅を直ちに徴收する。但し、使用に因る減もうその他の事由に因り価値の減少があつた場合においては、第十條第一項の規定に準じてその關稅を輕減することができる。

（再輸出免稅）

第十七條 省 略

2・3 省 略

- 4 第一項の規定により関稅の免除を受けた貨物が同項の期間内に輸出されないこととなつた場合又は同項各号に掲げる用途以外の用途に供された場合においては、同項の規定により免除を受けた關稅を、直ちに徴收する。
- 5 省 略

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国

における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）（抄）

（石油石炭税法の特例）

第十條の三 政令で定める手続により所轄稅務署長の承認を受けて原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場から移出する石油石炭税法に規定する原油、ガス状炭化水素又は石炭で次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油石炭税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者とその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2 第十條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた原油、ガス状炭化水素又は石炭で所轄稅務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。

（免税物品の譲渡禁止等）

第十一條 省 略

2 前項に規定する資産、揮発油、課稅石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭が第七條第一項各号、第十條第一項各号、第十條の二第一項各号又は前條第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲渡又は讓受けをされたときは、稅務署長は、当該讓受けをした者（当該讓受けをした者が判明しない場合には、前項本文に規定する所持をした者）から当該資産、揮発油、課稅石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭についての第七條第一項、第十條第一項、第十條の二第一項又は前條第一項の規定による免除に係る消費稅額、揮発油稅額及び地方揮発油稅額、石油ガス稅額又は石油石炭稅額に相当する消費稅、揮発油稅及び地方揮發油稅、石油ガス稅又は石油石炭稅を直ちに徴収する。この場合において、当該消費稅、揮發油稅及び地方揮發油稅、石油ガス稅又は石油石炭稅の納稅地は、当該讓受けがあつた時（前項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該資産、揮發油、課稅石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の所在地とする。

3・4 省 略

○日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）（抄）

（所得税法等の特例）

第三條 國際連合の軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族、軍人用販売機關等、國際連合の軍隊又はその公認調達機関に対する所得稅法、相続稅法、消費稅法、印紙稅法、揮發油稅法、地方揮發油稅法、石油ガス稅法又は石油石炭稅法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百一十一号）の規定を準用する。

2 前項において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第七條第一項第一号、第十條第一項第一号、第十條の二第一項第一号又は第十條の三第一項第一号（軍用品についての消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除）の規定により消費税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の免除を受けた資産、揮発油、課税石油ガス又は原油、ガス状炭化水素若しくは石炭については、同法第十條第二項、第十條の二第二項又は第十條の三第二項（証明がない場合の揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税の徴収）及び同法第十一條（免税物品等の譲渡禁止等及び違反した場合の罰則）の規定を準用する。

（関税法等の特例）

第四條 國際連合の軍隊、その構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は軍人用販売機関等の輸入に係る物品に対する関税法、関税定率法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油ガス税法、石油石炭税法又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の適用及び國際連合の軍隊が所有している船舶若しくは航空機又は全部用船契約により用船している船舶若しくは借り上げている航空機で、國際連合の軍隊のために又はその管理の下に、公の目的をもつて運航されているものに対する関税法、とん税法又は特別とん税法の適用については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の規定を準用する。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）（抄）

（内国消費税の免除）

第七條 前條の規定の適用を受ける物品については、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税、石油ガス税並びに石油石炭税（以下「内国消費税」という。）を免除する。ただし、保税工場（関税法第六十一條の五第二項の規定により同法第五十六條第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。）又は総合保税地域において製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた物品及び内国消費税の免除を受けて輸出された物品で、前條第二号に掲げる物品に該当するものは、この限りでない。

（関税及び内国消費税の徴収）

第八條 第六條の規定の適用を受けた同條第三号に掲げる物品で、税関長の指定した期間内に、合衆国軍隊に引き渡され、又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工されたことについて、合衆国軍隊の権限ある官憲による証明がされないものについては、当該輸入物品を輸入した者から関税及び内国消費税を直ちに徴収する。但し、当該輸入物品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長の承認を受けた場合は、この限りでない。

○昭和二十九年条約第六号（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定及び関係文書）（昭和二十九年条約第六号）

（抄）

第六条

- 1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。
 - a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除（別段の合意がある場合を除く。）
 - b 附属書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし
- 2 関税の免除並びに附属書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補足し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和

二十九年法律第百二十二号）（抄）

（関税等を徴収する場合）

第二条 日本国政府、アメリカ合衆国政府及び日本国以外の国でアメリカ合衆国から相互防衛のための援助を受けている国の政府（以下「政府」と総称する。）以外の者が協定第六条の規定により関税、消費税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税若しくは石油石炭税（以下「関税等」という。）の免除を受けて資材、需品若しくは装備（以下「資材等」という。）を輸入し、又は製造場（石油ガスについては石油ガスの充てん場とし、原油、ガス状炭化水素又は石炭については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。以下同じ。）若しくは保税地域から移出し、若しくは引き取つた場合において、当該資材等又はこれについて加工し、若しくはこれを原料として製造してできた製品で政府に引き渡すべきもの（以下「製品」という。）が、税関長又は税務署長の指定する期間内に、これらの物を受け取るべき政府に引き渡されたことについて政府の権限ある官憲による証明がされなるときは、その輸入又は移出若しくは引取りの際当該資材等について関税等の免除を受けた者から、直ちにその免除に係る関税等を徴収する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該資材等又は製品が天災その他やむを得ない事由により滅失したことにつき税関長又は税務署長の承認を受けた場合
- 二 当該資材等又は製品について第四条第一項本文又は第五条第三項本文の規定の適用があつた場合

2 省 略

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七号）による改正後）

（抄）

（期限後特例申告）

第七条の四 期限内特例申告書を提出すべきであつた者（特例輸入者又は特例委託輸入者でその特例申告に係る特例申告書をその提出期限までに提出していない者をいい、その者の相続人又はその者が法人であつて合併により消滅した場合においては合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人を含む。）は、その提出期限後においても、第七条の十六第二項（決定）の規定による決定があるまでは、その期限内特例申告書に記載すべきものとされている事項を記載した特例申告書を第七条の二第二項（申告の特例）の税関長に提出することができる。

2 前項の規定により提出する特例申告書は、期限後特例申告書という。

（税関職員の権限）

第二百五条 税関職員は、この法律（第十一章（犯則事件の調査及び処分）を除く。）又は関稅定率法その他関稅に関する法律で政令で定めるものの規定により職務を執行するため必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる行為をすることができる。

一 五 省 略

六 輸入された貨物について、その輸入者、その輸入に係る通関業務を取り扱つた通関業者、当該輸入の委託者、不当廉売（関稅定率法第八条第一項（不当廉売関稅）に規定する不当廉売をいう。）された貨物（同条第三十六項の規定により不当廉売された貨物の輸入とみなされるものを含む。）の国内における販売を行った者その他の関係者（次項及び次条において「輸入者等」という。）

（）に質問し、当該貨物若しくは当該貨物についての帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めること。

2 5 省 略